

関原発第550号
2022年2月22日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2021年7月29日付け関原発第286号をもって変更認可申請しました、美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

別 紙

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり一部補正する。

- ・別添を添付1のとおり補正する。
- ・添付資料を添付2のとおり補正する。

以 上

別添 美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 2 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p>	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 発電所に原子力発電安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>ただし、委員会で審議した事項もしくはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災、内部溢水、火山影響等およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p>	<p>変更なし</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第123条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第131条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(5) 施設管理に関する社内標準の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第2編第155条第2項に関する事項を含む。）</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内標準の制定および改正（第123条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第131条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。委員長は、運営委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ポイラー・タービン主任技術者、第5条第2項(3)、(5)、(7)、(9)から(12)および(15)から(23)に定める職位に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第 1 0 1 条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表 1 0 1 - 1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表 1 0 1 - 2 に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表 1 0 1 - 3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表 1 0 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="550 913 715 1070"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1. 2. 3 号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.1×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1 0 1 - 2</p> <table border="1" data-bbox="1161 1167 1326 1294"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (1. 2. 3 号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.1×10^{14} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (1. 2. 3 号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値 (1. 2. 3 号炉合算)	トリチウム	1.1×10^{14} Bq/年	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第 1 0 1 条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の 3 ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表 1 0 1 - 1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表 1 0 1 - 2 に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表 1 0 1 - 3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表 1 0 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="550 913 715 1070"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (3 号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.7×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1 0 1 - 2</p> <table border="1" data-bbox="1161 1167 1326 1294"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (3 号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.5×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (3 号炉)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値 (3 号炉)	トリチウム	5.5×10^{13} Bq/年	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（放出管理目標値を 1 号炉および 2 号炉と 3 号炉に分けて設定することによる変更）</p>
項目	放出管理目標値 (1. 2. 3 号炉合算)																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年																	
項目	放出管理の基準値 (1. 2. 3 号炉合算)																	
トリチウム	1.1×10^{14} Bq/年																	
項目	放出管理目標値 (3 号炉)																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.7×10^{10} Bq/年																	
項目	放出管理の基準値 (3 号炉)																	
トリチウム	5.5×10^{13} Bq/年																	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第102条 発電室長および原子炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表102-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表102-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表102-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第106条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表102-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映(放出管理目標値を1号炉および2号炉と3号炉に分けて設定することによる変更)</p>								
<p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="911 105 1037 1099"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10¹⁵ Bq/年 2.5×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年	<p>表102-1</p> <table border="1" data-bbox="911 1099 1037 2040"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (3号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10¹⁵ Bq/年 2.5×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (3号炉)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年	
項目	放出管理目標値 (1, 2, 3号炉合算)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年									
項目	放出管理目標値 (3号炉)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(目的)</p> <p>第 135 条 この規定第 2 編（第 2 編において、以下、「本編」という。）は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、<u>解体準備期間</u>にある美浜発電所 1 号炉および 2 号炉原子炉施設（本編において、以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 135 条 この規定第 2 編（第 2 編において、以下、「本編」という。）は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、<u>原子炉周辺設備解体撤去期間</u>にある美浜発電所 1 号炉および 2 号炉原子炉施設（本編において、以下、「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下、「保安活動」という。）を定め、核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（原子炉周辺設備解体撤去期間への移行による変更）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(廃止措置主任者の選任) 第 1 4 4 条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者から選任する。 所長が認めた者であって、次の各号の業務に通算して 3 年以上従事した経験を有する者から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>2. 廃止措置主任者は 1 号炉および 2 号炉で兼任することができる。</p> <p>3. 廃止措置主任者の職位は、課（室）長以上とする。</p> <p>4. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。</p> <p>5. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第 1 項から第 3 項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。</p>	<p>(廃止措置主任者の選任) 第 1 4 4 条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者から選任する。 所長が認めた者であって、次の各号の業務に通算して 3 年以上従事した経験を有する者から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>2. 廃止措置主任者は 1 号炉および 2 号炉で兼任することができる。</p> <p>3. 廃止措置主任者の職位は、課（室）長以上とする。</p> <p>4. 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。なお、<u>廃止措置主任者の代行者を置く場合は、第 1 項から第 3 項に基づき選任する。</u></p> <p>5. 廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第 1 項から第 3 項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。</p>	<p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(工事の計画および実施) 第 1 5 5 条 原子力部門は、廃止措置工事※¹を実施する場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>(1) 工事計画 (2) 設計計画 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2. 原子力部門は、第 1 項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が 3 号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3. 原子力部門は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号に示す措置を講じる。</p> <p>(1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>4. 原子力部門は、廃止措置工事の結果について記録する。</p> <p>※ 1 : 廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去、残存放射能調査工事およびその他第 1 8 7 条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。</p>	<p>(工事の計画および実施) 第 1 5 5 条 原子力部門は、廃止措置工事※¹を実施する場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>(1) 工事計画 (2) 設計計画 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2. 原子力部門は、第 1 項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が 3 号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3. 原子力部門は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号に示す措置を講じる。</p> <p>(1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>4. 原子力部門は、廃止措置工事の結果について記録する。</p> <p>※ 1 : 廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、<u>系統除染工事</u>、<u>残存放射能調査工事</u>および設備の解体撤去工事をいう。</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（廃止措置工事対象の明確化）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新規作成)</p>	<p>(解体撤去物の管理)</p> <p>第 1 5 5 条の 2 各課(室)長は、管理区域内で発生した解体撤去物を「放射性廃棄物を「放射性廃棄物でない廃棄物」、<u>「放射性物質として扱う必要のないものとして処理するか、放射性固体廃棄物とするかを判断する前段階のもので保管エリア※1に保管するもの（以下、「解体保管物」という。）または「放射性固体廃棄物」に分別し、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第 1 6 6 条第 2 項に従い管理する。</p> <p>(2) 「解体保管物」は、ポリ袋で養生すること等により、汚染の広がりに伴って異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じた上で、次の事項に従い、保管エリアに保管する。</p> <p>イ. ドラム缶に封入またはメッシュ型の角型容器に収納すること。ただし、放射能レベル区分※2が L 2 と判断される解体保管物は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>ロ. 放射能レベル区分が C L と判断される解体保管物は、L 2 または L 3 と判断される解体保管物と同じ容器（ドラム缶またはメッシュ型の角型容器をいう。以下、本条および次条において同じ。）に収納しないこと。</p> <p>ハ. 容器表面の線量当量率が、表 1 5 5 の 2 - 1 および表 1 5 5 の 2 - 2 に示す各保管エリアの「容器表面の最大線量当量率」を超えないことについて、放射線管理課長の確認を受けること。</p> <p>ニ. 容器の保管数が、表 1 5 5 の 2 - 1 および表 1 5 5 の 2 - 2 に示す各保管エリアの「最大保管数」を超えないことについて、放射線管理課長の確認を受けること。</p> <p>(3) 「放射性固体廃棄物」は、第 1 6 5 条の 2 第 1 項 (5) に従い固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第 1 項 (2) に従い保管エリアに保管する容器には、「解体保管物」を示す標識を付け、「解体保管物」に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>※ 1 : 保管エリアとは、廃止措置計画に基づき、管理区域内に設置する解体撤去物の保管を行うエリアをいう。</p> <p>※ 2 : 廃止措置計画に定める放射能レベル区分（L 2、L 3 および C L）</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（解体撤去物の管理を追加）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>表 1.5.5 の 2-1 1号炉に設置する保管エリア</p>				
場所	EL	保管エリア	容器表面の 最大線量当量率	最大保管数 ^{※3}
原子炉 補助建屋	10.1 m	新燃料貯蔵庫エリア	1 μSv/h	96
	10.1 m	使用済燃料ピット シャッター前エリア	1 μSv/h	48
	4.0 m	内部スプレポンプエリア	2mSv/h	42 (110)
	4.0 m	ガス減衰タンク室	2mSv/h	25 (63)
	4.0 m	ガス圧縮機室	2mSv/h	(18)
	-1.26 m	充てんポンプ室	2mSv/h	30 (81)
	-1.26 m	ホールドアップタンク室	2mSv/h	(105)
	-1.26 m	1次冷却材ポンプ シールド点検室	2mSv/h	20 (45)
	-1.26 m	ほう酸回収装置室	2mSv/h	(28)
	-1.26 m	余熱除去クーラ室	2mSv/h	(21)
	-6.15 m	高圧注入ポンプエリア	2mSv/h	(35)
	10.1 m	格納容器循環 空調装置エリア	2mSv/h	132
	<p>※3：メッシュ型の角型容器における最大保管体数。() 内はドラム缶における最大保管本数。</p>			
<p>表 1.5.5 の 2-2 2号炉に設置する保管エリア</p>				
場所	EL	保管エリア	容器表面の 最大線量当量率	最大保管数 ^{※3}
原子炉 補助建屋	10.1 m	新燃料貯蔵庫エリア	1 μSv/h	96
	10.1 m	1次系純水タンクエリア	0.1mSv/h	(196)
	10.1 m	使用済燃料ピット シャッター前エリア	1 μSv/h	48
	10.1 m	ほう酸タンク室	2mSv/h	(30)
	4.0 m	MGセックエリア	2mSv/h	26 (69)
	4.0 m	ガス減衰タンク室	2mSv/h	24 (66)
	-1.26 m	ホールドアップタンク室	2mSv/h	(162)
	-1.26 m	内部スプレポンプ室	2mSv/h	27 (64)
	-1.26 m	充てんポンプ室	2mSv/h	24 (70)
	-1.26 m	ほう酸回収装置室	2mSv/h	(39)
	-1.26 m	余熱除去クーラ室	2mSv/h	(24)
	-6.15 m	高圧注入ポンプ室	2mSv/h	(26)
	10.1 m	格納容器循環 空調装置エリア	2mSv/h	162

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新規作成)</p>	<p>(保管エリアの管理) 第15条の3 放射線管理課長は、保管エリアを壁、柵等の区画物によって区画する他、保管エリアの目に付きやすい箇所に保管エリアである旨を掲示する。 2. 放射線管理課長は、保管エリアに係る次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 「解体保管物」の保管状況を確認するために、1週間に1回、保管エリアを巡視する。 (2) 1ヶ月に1回、「解体保管物」を収納した容器の保管数を確認する。 3. 放射線管理課長は、保管エリアの目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（保管エリアの管理を追加）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第161条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。なお、新燃料から燃料棒を引抜き、燃料棒表面を除染する場合は、取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつその1体分の燃料棒に限定すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第161条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（新燃料の搬出方法の変更）</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(新燃料の貯蔵) 第162条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 1号炉および2号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことをあらかじめ評価および確認すること。</p>	<p>(新燃料の貯蔵) 第162条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料は、使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことをあらかじめ評価および確認すること。</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（新燃料貯蔵庫の供用終了）</p> <p>記載の適正化</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第168条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表168-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表168-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表168-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表168-1</p> <table border="1" data-bbox="363 869 523 1025"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.1×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表168-2</p> <table border="1" data-bbox="363 1115 523 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (1、2、3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.1×10^4 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値 (1、2、3号炉合算)	トリチウム	1.1×10^4 Bq/年	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第168条 発電室長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（コバルト60）の放出量が、表168-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が、表168-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4. 放射線管理課長は、表168-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>表168-1</p> <table border="1" data-bbox="531 869 691 1025"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (コバルト60)</td> <td>2.1×10^7 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表168-2</p> <table border="1" data-bbox="531 1115 691 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値 (1号炉および2号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>1.7×10^3 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)	放射性液体廃棄物 (コバルト60)	2.1×10^7 Bq/年	項目	放出管理の基準値 (1号炉および2号炉合算)	トリチウム	1.7×10^3 Bq/年	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映（放出管理目標値を1号炉および2号炉と3号炉に分けて設定することによる変更）</p>
項目	放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)																	
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.1×10^{10} Bq/年																	
項目	放出管理の基準値 (1、2、3号炉合算)																	
トリチウム	1.1×10^4 Bq/年																	
項目	放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)																	
放射性液体廃棄物 (コバルト60)	2.1×10^7 Bq/年																	
項目	放出管理の基準値 (1号炉および2号炉合算)																	
トリチウム	1.7×10^3 Bq/年																	

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第169条 発電室長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表169-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表169-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表169-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表169-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第173条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表169-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第169条 発電室長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表169-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表169-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3. 放射線管理課長は、表169-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4. 表169-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第173条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課(室)長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表169-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映(放出管理目標値を1号炉および2号炉と3号炉に分けて設定することによる変更)</p>								
<p>表169-1</p> <table border="1" data-bbox="821 1635 965 2116"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス よう素131</td> <td>1.0×10¹⁵ Bq/年 2.5×10¹⁰ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年	<p>表169-1</p> <table border="1" data-bbox="821 750 965 1265"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト60)</td> <td>2.6×10⁸ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)	放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト60)	2.6×10 ⁸ Bq/年	
項目	放出管理目標値 (1、2、3号炉合算)									
放射性気体廃棄物 希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年 2.5×10 ¹⁰ Bq/年									
項目	放出管理目標値 (1号炉および2号炉合算)									
放射性気体廃棄物 粒子状物質 (コバルト60)	2.6×10 ⁸ Bq/年									

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 1 6 9 - 2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課（室）長
放射性 気体 廃 棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長
		<u>より素 1 3 1 濃度</u> 粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放 出核種）	試料放射能測 定装置	1 週間に 1 回	
放射性 気体 廃 棄物	固体廃棄物処 理建屋排気筒 （雑固体焼却 炉排気筒を含 む。）	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放 出核種）	試料放射能測 定装置	1 週間に 1 回	発電室長
		粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放 出核種）	試料放射能測 定装置	1 週間に 1 回	

表 1 6 9 - 3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課（室）長
その他作業等に伴う換 気	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放 出核種）	試料放射能測 定装置	作業の都度 ※1	作業の所管課 （室）長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

変更後

表 1 6 9 - 2

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課（室）長
放射性 気体 廃 棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長
		粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放 出核種）	試料放射能測 定装置	1 週間に 1 回	
放射性 気体 廃 棄物	固体廃棄物処 理建屋排気筒 （雑固体焼却 炉排気筒を含 む。）	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放 出核種）	試料放射能測 定装置	1 週間に 1 回	発電室長
		粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放 出核種）	試料放射能測 定装置	1 週間に 1 回	

表 1 6 9 - 3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当 課（室）長
その他作業等に伴う換 気	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放 出核種）	試料放射能測 定装置	作業の都度 ※1	作業の所管課 （室）長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

理由

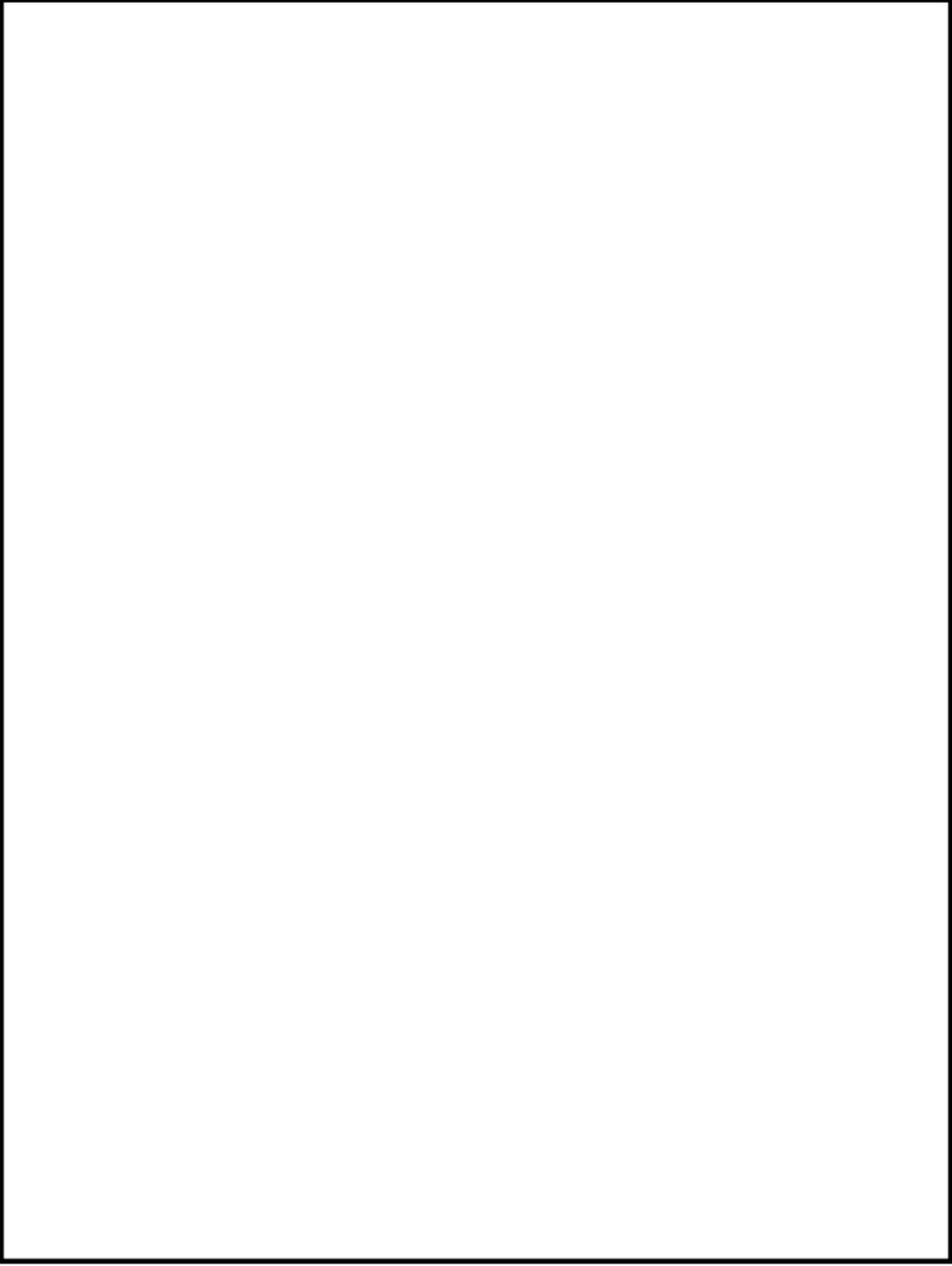
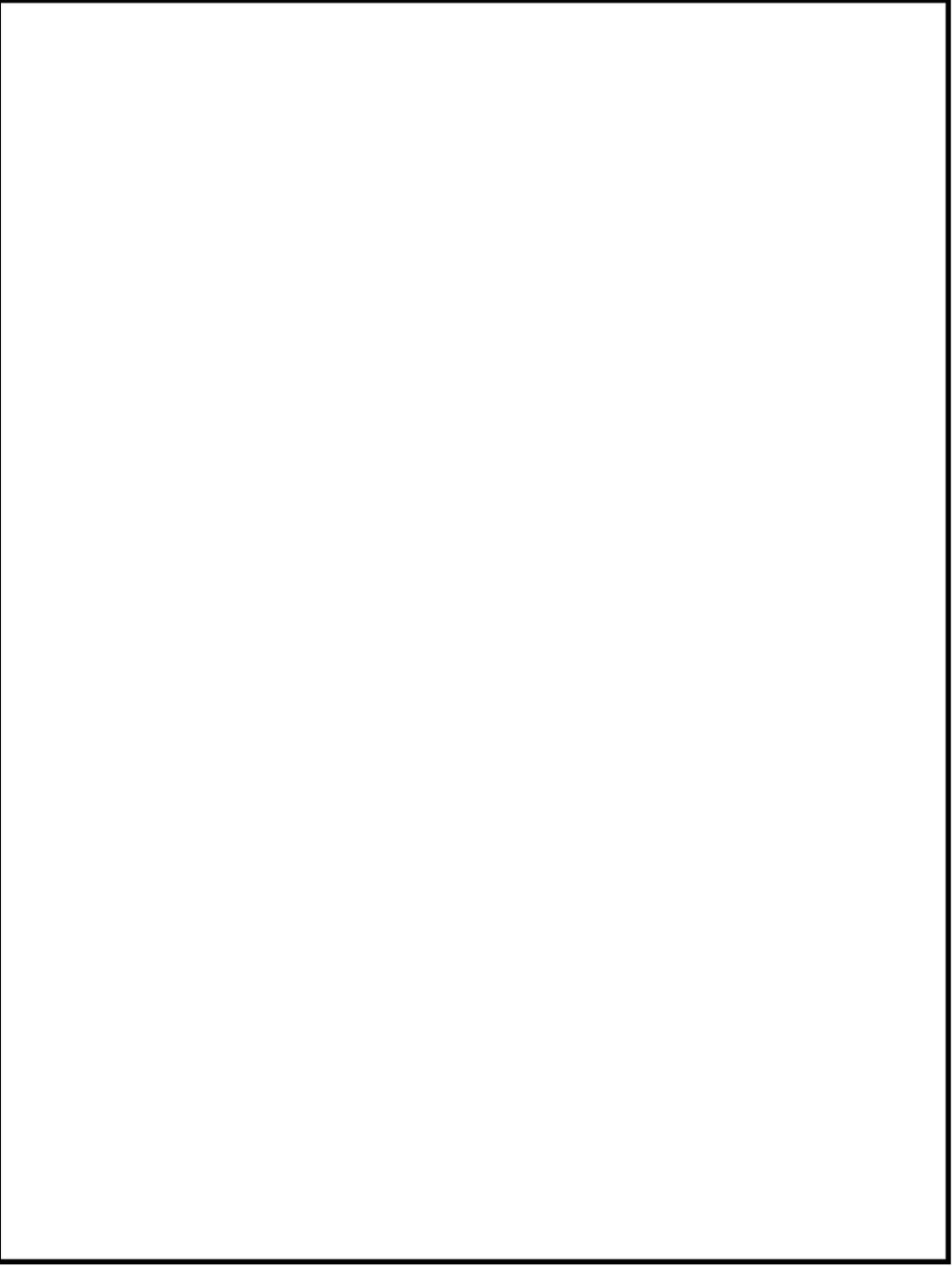
廃止措置計画の変更認可申請書の
反映（よう素 1 3 1 の減衰により放
出量を無視できることによる記載
の削除）

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(施設管理計画)</p> <p>第 187 条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>6. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、工事を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験(以下、「試験等」という)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 事業者検査および試験等の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 8 (変更の許可及び届出等)、第 43 条の 3 の 9 (設計及び工事の計画の認可)、第 43 条の 3 の 10 (設計及び工事の計画の届出)、第 43 条の 3 の 11 第 3 項(使用前事業者検査の確認申請)および第 43 条の 3 の 3 (発電用原子炉の廃止に伴う措置)ならびに電気事業法 第 47 条・第 48 条(工事計画)および第 49 条・第 50 条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第 187 条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>6. 2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、工事を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験(以下、「試験等」という)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 事業者検査および試験等の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物のうち、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。</p> <p>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 8 (変更の許可及び届出等)、第 43 条の 3 の 9 (設計及び工事の計画の認可)、第 43 条の 3 の 10 (設計及び工事の計画の届出)、第 43 条の 3 の 11 第 3 項(使用前事業者検査の確認申請)および第 43 条の 3 の 3 (発電用原子炉の廃止に伴う措置)ならびに電気事業法 第 47 条・第 48 条(工事計画)および第 49 条・第 50 条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p> <p>(以下略)</p>	<p>廃止措置計画の変更認可申請書の反映(新燃料貯蔵設備の供用終了)</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成26原安防通達第2号一 ） （施行期日） 第 1 条 この通達は、2022年4月1日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、2022年4月1日から施行する。</p>

<p>変 更 前</p>	
<p>変 更 後</p>	
<p>理 由</p>	<p>記載の適正化</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付資料

1. 美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画の変更認可申請書の反映による変更

美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画の変更認可申請書
の反映による変更

廃止措置計画について、第 2 段階における廃止措置計画を定め、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 3 4 第 3 項において準用する同法第 1 2 条の 6 第 3 項の規定に基づき、変更認可を申請した。

このため、廃止措置計画の変更認可申請書の記載を踏まえ、第 2 段階の廃止措置に係る保安管理措置を規定するため、美浜発電所原子炉施設保安規定について、新規条文を追加するとともに、関連条文の変更を行う。

(追加)

- ・第 1 5 5 条の 2 (解体撤去物の管理)
- ・第 1 5 5 条の 3 (保管エリアの管理)

(変更)

- ・第 1 0 1 条 (放射性液体廃棄物の管理)
- ・第 1 0 2 条 (放射性気体廃棄物の管理)
- ・第 1 3 5 条 (目 的)
- ・第 1 5 5 条 (工事の計画および実施)
- ・第 1 6 1 条 (新燃料の運搬)
- ・第 1 6 2 条 (新燃料の貯蔵)
- ・第 1 6 8 条 (放射性液体廃棄物の管理)
- ・第 1 6 9 条 (放射性気体廃棄物の管理)
- ・第 1 8 7 条 (施設管理計画)

以 上